

第 39 回バリアフリー推進勉強会 『障害者差別解消法のこれからを考える』 基調講演 I
主催：(公財) 交通エコロジー・モビリティ財団／国立研究開発法人産業技術総合研究所
日時：2016 年 12 月 16 日 13:00～16:00
会場：産業技術総合研究所・臨海副都心センター別館 11 階 第 1、2 会議室

障害者差別解消法の施行と当面の課題

実効度を高めていくために問われること

NPO 法人日本障害者協議会代表 藤井克徳

はじめに

1. 2016 年をふりかえって（障害分野に関する主要な事件・事故など）
 - 1) 障害を理由とした差別の解消の推進に関する法律の施行 4 月
 - 2) ALS の人の国会参考人取り消し問題 5 月 10 日
 - 3) 熊本震災 4 月 14 日、16 日
 - 4) 安永健太さん死亡事件判決確定（最高裁棄却） 7 月 1 日
 - 5) 津久井やまゆり園殺傷事件 7 月 26 日
 - 6) 視覚障害者の鉄道駅ホーム転落死亡事故 8 月 15 日 10 月 16 日
 - 7) その他
2. 障害者差別解消法の制定とその意義
 - 1) 制定の背景（障害者権利条約の採択、条約の批准要件の一つとして等）
 - 2) 立法の経緯
 - ・障害者基本法の改正（第 4 条「差別の禁止」の明文化） 2011 年 7 月
 - ・障がい者制度改革推進会議 「障害を理由とする差別の禁止に関する法制」についての差別禁止部会の意見 2012 年 9 月 14 日
 - ・第 183 通常国会で成立 2013 年 6 月 26 日
 - 3) 法律の概要・特徴
 - ・法律の性格（実体法でありながら、内容としては理念法に近い）
 - ・対象範囲（立法府、司法府の位置づけが曖昧、障害分野全体からすると限定的）
 - ・26 箇条で構成
 - ・「雇用関連」については、別途、障害者雇用促進法の改正で対応
 - ・関連動向（差別の禁止・解消に関する条例の設置状況）
4. 施行後の実態と顕在化してきた課題
 - 1) 施行後 8 カ月余の実態
 - ・地方公共団体職員（地方公務員）の対応要領の制定状況
 - ・相談の件数等（法律に基づく相談件数、条例に基づく相談件数）

・障害者差別解消地域支援協議会の設置

2) 課題・問題点

5. 実効度を高めていくために

- 1) 行政機関（国及び地方公共団体）
- 2) 事業者
- 3) マスコミ
- 4) 障害関連団体

6. 「三年後見直し」へ向けて

- 1) 権利条約との比較
- 2) 推進会議・差別禁止部会の意見書との比較
- 3) 他国の差別禁止法との比較
- 4) 実体の集約（相談内容の分析、相談件数の低調ぶりについての原因究明など）

7. 参加者への期待

- 1) 学ぶこと（各方面での研修会、当事者の意見を交えながら）
- 2) 広げること（市民社会への周知・広報）
- 3) 活かすこと（障害当事者による法律や条例の活用を中心に）
- 4) 改めること（現行法律の総点検を図りながら、「三年後改正」を意識する）

8. むすび